

広域漁業調整委員会 会長及び会長職務代理者に関する法令抜粋

1 漁業法（昭和24年法律第267号）

(構成)

第百三十七条 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

- 2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。
- 3 海区漁業調整委員会は、その所掌事務を行うにつき会長を不適当と認めるときは、その決議によりこれを解任することができる。
- 4 都道府県知事は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 5 専門委員は、学識経験がある者の中から、都道府県知事が選任する。
- 6 委員会には、書記又は補助員を置くことができる。

(委員会の会議)

第百四十五条 海区漁業調整委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 海区漁業調整委員会の会議は、公開する。
- 4 会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(構成)

第百五十三条 広域漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

- 2 太平洋広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 太平洋の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道府県ごとに互選した者各一人
 - 二 太平洋の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者七人
 - 三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人
- 3 日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が道府県ごとに互選した者各一人
 - 二 日本海・九州西海域の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者七人
 - 三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人
- 4 瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各一人
 - 二 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人

(準用規定)

第百五十六条 第百三十七条第二項から第六項まで、第百四十一条、第百四十三条から第百四十六条まで及び第百五十条の規定は、広域漁業調整委員会に準用する。
この場合において、第百三十七条第二項ただし書、第四項及び第五項、第百四十

一条並びに第四百四十四条第一項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第三百三十七条第二項中「委員の」とあるのは「太平洋広域漁業調整委員会にあつては第五百三十三条第二項第三号の委員、日本海・九州西広域漁業調整委員会にあつては同条第三項第三号の委員、瀬戸内海広域漁業調整委員会にあつては同条第四項第二号の委員の」と、第四百四十四条第一項中「委員が」とあるのは「第五百三十三条第二項第二号及び第三号、同条第三項第二号及び第三号並びに同条第四項第二号の委員が」と、「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と、第百五十条中「第四百四十八条第二項の規定により選出された」とあるのは「第五百三十三条第二項第一号、同条第三項第一号又は同条第四項第一号の規定により互選した者をもつて充てられた」と読み替えるものとする。

2 漁業法施行令（昭和25年政令第30号）

（会長の職務）

第十三条 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長は、それぞれ、会務を総理し、会を代表する。

2 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

（海区漁業調整委員会の会議）

第十四条 海区漁業調整委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときの会議は、都道府県知事が招集する。

2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときは、都道府県知事）は、在任委員の三分の一以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して海区漁業調整委員会の会議を招集すべき旨の要求があつたときは、会議を招集しなければならない。

3 海区漁業調整委員会の会議に関し必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、海区漁業調整委員会の会議で定める。

（連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会議）

第十五条 前条の規定は、連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会議について準用する。この場合において、同条第一項ただし書及び第二項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（広域漁業調整委員会にあつては、農林水産大臣）」と読み替えるものとする。

3 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）

（議事録）

第四十七条 法第四百四十五条第四項（法第七十三条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による議事録の公表は、会議の終了後、遅滞なく行わなければならない。

2 法第四百四十五条第四項の規定による議事録の公表の期間は、当該公表の日から三年間とする。